省令

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月三日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示）	（空中線電力の表示）
第四条の四　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。	**第四条の四**　［同上］

記号	空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
［略］	［略］	［略］
P		尖頭電力（pX）
		⑴　イリジウム携帯移動地球局の設備にあつては平均電力（pY）
		⑵　イリジウム携帯移動地球局以外の無線局の設備にあつては尖頭電力（pX）
Q		
［略］	［略］	［略］

［2～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

記号	空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
［同上］	［同上］	［同上］
P		尖頭電力（pX）
［同上］	［同上］	［同上］

［2～5　同上］

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第四節の二　海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二・第四十九条の四の二の二）	第四節の二　海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二）
［第四節の二の二～第九節　略］	［第四節の二の二～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則